**令和7年度**

**環境放射線テレメータシステム更新業務**

**仕様書**

**令和7年５月**

**佐賀県**

目次

[1. はじめに 1](#_Toc197688446)

[1.1. 目的 1](#_Toc197688447)

[1.2. 用語の定義 1](#_Toc197688448)

[2. 業務内容 2](#_Toc197688449)

[2.1. 業務概要 2](#_Toc197688450)

[2.2. 業務の実施に係る要件 6](#_Toc197688451)

[3. 調達に係る前提事項 11](#_Toc197688452)

[3.1. 実施場所 11](#_Toc197688453)

[3.2. 実施期間 11](#_Toc197688454)

[3.3. 実施責任者及び実施体制 11](#_Toc197688455)

[3.4. 提出書類及び納品品目 12](#_Toc197688456)

[3.5. 検収条件 12](#_Toc197688457)

[3.6. 情報セキュリティ 12](#_Toc197688458)

[3.7. 資格要件 13](#_Toc197688459)

[3.8. その他 14](#_Toc197688460)

#

# はじめに

## 目的

本業務は、令和４年度行政事業レビューの公開プロセス対象事業として選定された「放射線監視等交付金」に係る事業及び関連する「環境放射能水準調査等事業」について、原子力規制庁(以下、規制庁という)が、外部有識者から受けた指摘を契機としている。具体的には、「放射線監視等交付金」に係る事業において、地方公共団体(以下、自治体という)が個別に管理するデータ処理・収集サーバ(以下、テレメータシステムという)を対象に「クラウドの活用等のシステムの更新については国が統一的に進め、経費を削減すること」等の指摘を受けたことが背景としてある。

本業務の目的は、データ収集、データ連携、解析などの機能を有するテレメータシステムを、規制庁が整備するクラウド基盤上に統合することでコストを削減し、災害に強い高品質なシステムを整備することで災害対応を強化することである。

なお、当該目的を実現させるため規制庁と共に開発運用を行うシステムを放射線モニタリングプラットフォーム（以下、RAMPという）という。

テレメータシステムのRAMPへの移行においては、自治体側での調達する範囲と、規制庁で調達する範囲を分ける。放射線量を計測する測定器及び測定器を集約する子局装置からなるエッジサイドと、測定器データを集約して解析・公表等を実装するサーバサイドの2つに大きく分けたとき、エッジサイドは自治体が、サーバサイドは規制庁が調達(以下、RAMP本体調達という)をそれぞれ行う。本業務はエッジサイドの業務にあたる。本業務の応札、受注にあたってはRAMP本体調達の資料閲覧を申し込み、RAMP本体側の要件定義書を理解することを条件とする。

公告リンク：

[https://www.nra.go.jp/nra/chotatsu/buppin-itaku/buppin/040002823.html](http://localhost/)

[https://www.nra.go.jp/nra/chotatsu/buppin-itaku/buppin/040002824.html](http://localhost/)

[https://www.nra.go.jp/nra/chotatsu/buppin-itaku/buppin/040002825.html](http://localhost/)

## 用語の定義

本仕様書で用いられる用語は、RAMP本体調達側の調達仕様書で示されている例に倣う。

# 業務内容

## 業務概要

本業務は、①回線の敷設、②機器・ソフトウェアの導入、③移行・テスト支援、④公開系コンテンツ作成、及び⑤運用保守計画の作成に大別される。想定される役務内容と対象となる観測局や機器の数量を下表に示す。

表 2‑1　役務内容と実施規模

| 項番 | 項目 | 役務内容 | 実施規模 |
| --- | --- | --- | --- |
| 1 | 回線の敷設 | （１）インターネット回線の敷設データ収集を行う固定観測局および下部サーバ設置拠点、RAMPサービスを利用する監視局・表示局・災害対策用端末において、インターネット回線を新規に敷設し、接続作業、及び動作確認を行うこと。固定観測局および下部サーバ設置拠点はインターネットVPNでRAMPへ接続すること。また、下部サーバは同一拠点に設置しているため、集約ルータを設置のうえ下部サーバを収容すること。 | ＜回線を敷設する拠点数＞* 固定観測局：26
* 下部サーバ設置拠点：１
* 災害対策用端末：４
* 表示局：５
* 監視局：１

＜下部サーバ台数＞* 大気モニタ・ヨウ素サンプラ：下部サーバ1台
* 電子式線量計：下部サーバ1台
* 可搬型モニタリングポスト：下部サーバ2台（2機種分）
* 走行サーベイシステム：下部サーバ1台
 |
| 2 | 機器・ソフトウェアの導入 | （1）新規装置の導入観測局の既存子局装置及びネットワーク機器の更改にあたって、新規機器（子局装置、ネットワーク機器等）を調達し、現地への設置作業、及び動作確認を行うこと。 | * 新規子局装置：26台

上記以外の新規調達予定の機器は「別紙06 物品一覧」を参照すること。 |
| （2）既存装置の接続新規の機器（子局装置、ネットワーク機器等）との配線作業を実施し、動作確認をおこなうこと。配線作業は既存の運用保守事業者と連携して実施すること。集約ルータを設置のうえ下部サーバを収容すること。なお、下部サーバおよびその配下の既存測定器の改修・切替作業は、本調達には含まない。 | * 既存測定器：142台
* 測定器の下部サーバ：5台

既存装置の詳細はRAMP本体調達側の要件定義書「4.12(3)ハードウェア構成」を参照すること。集約ルータの設置場所は「別紙06物品一覧」を参照すること |
| （3）災害対策用端末、解析端末の導入県指定の拠点設置用として、災害対策用の端末（ノートPC）を調達すること。また、各災害対策端末の台数分の可搬型の衛星回線の接続端末を調達すること。RAMPのサービスを利用するための解析端末（ノートPC）を調達し、各拠点へ設置すること。 | * 災害対策用端末：4台
* 解析端末：7台

各機器の設置場所は「別紙06物品一覧」を参照すること |
| （4）ソフトウェアの導入災害対策用端末に対して、規制庁より提供される災害対策ソフトウェアを導入すること。その上で、各拠点の子局装置及び測定器と接続し動作確認をおこなうこと。解析端末に対して、規制庁が調達するスペクトル解析ソフトウェアを導入すること。その上で動作確認をおこなうこと。なお、当該ソフトウェアは規制庁が調達するため、本調達には含めない。 | * 災害対策用端末：4台
* 解析端末：7台
 |
| （5）監視カメラSaaS導入各拠点に対し監視カメラを設置し、映像データの蓄積及び確認ができること。監視カメラは原則SaaSを導入すること。 | * カメラ台数：26台
* 設置場所は「3.1 実施場所」の観測局を参照
 |
| 3 | 移行・テスト | （１）テスト各種テストの項目・手順を作成し実施し、テスト結果を報告すること。不良が発生した場合は速やかに対応すること。RAMPの外部結合テスト及び総合テストにおいては、RAMP事業者から提供される計画に従い、作業手順作成および作業を実施すること。（２）移行移行においては、RAMP本体側のリハーサル計画・移行計画に従い、作業を実施すること。下部サーバの切替においては、現行運用保守事業者と適宜連携し作業を実施すること。また、切替に伴う業務影響や下部サーバ側の設定変更・接続確認作業が最小限となるよう、集約ルータにおいてNAT設定を切り替えるなどの手法を提案すること。 | * 拠点数は項番1を参照
 |
| 4 | 公開系コンテンツ作成 | RAMP本体側から提供されるテンプレートを活用し、住民向けの情報公開用ホームページを構築すること。表示項目などは原則現行のコンテンツを踏襲する。参考ホームページURL：http://www.saga-atom.jp/pc/ | * 現行システムにおける公開系ホームページの画面数：29画面
 |
| 5 | 運用保守計画の作成 | 次年度の運用保守の実施に向けて、運用保守計画や実施要領を作成すること。 | - |

当県のシステムの構成図を下図に示す。

図2-1　現行システム構成図



図2-2　次期システム構成図



## 業務の実施に係る要件

本業務で実施する5つの項目について、実施に係る要件を示す。

1. 回線の敷設

各拠点において、RAMPに接続するためのアクセス回線を新規に敷設し、接続作業及び動作確認をおこなうこと。回線の敷設に係る要件を下記に示す。

1. インターネット回線の敷設
* 固定観測局、下部サーバ設置拠点および自治体の監視局・表示局・災害対策用端末にはインターネット回線を敷設すること。
* 固定観測局においては、無線回線を前提とし、LTE回線と衛星回線による冗長化を基本とすること。
* 各回線敷設地点において、電波強度を測定し、電波が通りにくい地域においては、当該地域の測定結果に基づいて代替策を提示し、自治体・規制庁と協議の上で採用する回線を決定すること。
* 固定観測局および下部サーバ設置拠点においては、インターネットVPNでRAMPへ接続すること。
* 既存測定器（子局レス）は全て既存機器を流用する前提とし、既存の下部サーバの回線からRAMPへの接続をおこなうこと。
* 回線選定にあたり、各拠点における業務内容を把握し適切な帯域を選定すること。
* 回線工事にあたり、回線事業者や工事業者を含めて工程管理をおこない、期間内に現地作業を完了すること。
* 回線敷設にあたり、新規通信回線の工事や試験運用、引き渡しまでに係る通信費用は受注者側にて負担すること。
1. 機器・ソフトウェアの導入

RAMP本体側の方針に則り、新規機器の設置や既存機器の改修、及びソフトウェアの導入をおこなうこと。機器の導入にあたっては、機器を新規に調達する場合と既存機器を継続利用する場合で役務の内容が異なることに留意すること。

機器、ソフトウェアの導入に係る要件を以下に示す。

1. 新規装置の導入
* 機器、ソフトウェアの購入にあたっては、本仕様書の要件を満たす製品を納入すること。子局装置の製品については、「別紙01子局のハードウェア構成」にて指定する製品を納入すること。
* RAMP本体側で示す子局の仕様に従い機器を調達し、期間内に据え付けること。規制庁が子局を標準化するに至った経緯はRAMP本体側調達の要件定義書「4.3 子局装置の標準化の方針」を参照すること
* 子局にRAMP本体側から提供されるソフトウェアを導入し、測定器等の現地機器と接続したうえで動作確認をおこなうこと。なお、導入手順と試験項目はRAMP側から提供される。
* 子局にRAMP本体側が払い出したクライアント証明書を導入し、RAMPへの通信や認証について動作確認を実施すること
* RAMP本体側で示すネットワークの仕様に従い、ネットワーク機器を調達し現地に設置すること
* 各観測局において、新規子局と非常用発電機を接続し、残燃料の低下の情報を取得すること。なお、既存の非常用発電機は2機種存在し、いずれも接点信号によって残燃料の低下の情報を送信する機能を具備しているが、機器の設置状況等を事前に調査し、その結果、実施が困難な場合は対応方針を県と協議すること。また、RAMPとのインタフェース仕様は規制庁担当職員及びRAMP本体側調達の設計開発事業者と協議のうえで決定すること
* その他、調達対象となる機器はRAMP本体調達側の要件定義書「4.12(3)ハードウェア構成」を参照すること。各機器は、自治体が指定する拠点に設置し動作確認をおこなうこと。
1. 既存装置の接続
* 既存機器について現行保守事業者と連携しながら、新規の機器（子局装置、ネットワーク機器等）との配線作業をおこなうこと。
* 既存の下部サーバ設置拠点に集約ルータを設置し、現行保守事業者と連携しながら配線・接続確認を行うこと。なお、下部サーバおよびその配下の既存測定器におけるRAMPへの移行に向けた改修は、本調達には含まない
* 既存機器はRAMP本体調達側の要件定義書「4.12(3)ハードウェア構成」を参照すること
1. 災害対策用端末、解析端末の導入
* 災害対策用端末及び解析端末について機器を調達し、初期設定を施したうえで、別途自治体が指定する拠点に設置すること。各端末のハードウェア仕様については、RAMP本体調達側の要件定義書「4.12(3)ハードウェア構成」を参照すること
* 災害対策用端末は監視拠点の外で使用されることが想定されるため、無線回線（LTE）及び衛星回線と接続するための可搬型の端末を調達すること。端末は、災害対策用端末の台数分を調達し、端末設定や動作確認、及び簡易な手順書の作成等をおこなうこと
* 本調達で導入する端末と当県の現行業務・端末との関係を下表に示す。

表 2‑2 端末の種類と現行業務との関係性

| No. | 端末の種類 | 概要 | 現行業務・端末との関係 |
| --- | --- | --- | --- |
| 1 | 災害対策用端末 | 本端末は、スタンドアロンで動作するアプリケーションを導入し、子局や測定器のデータ収集や制御等を可能とすることで、システム停止時における業務継続性を確保するための端末である。 | 現行の「非常用持ち出し端末」で実施している業務は、次期では災害対策用端末で実施する。 |
| 2 | 解析端末 | 自治体職員が日々のモニタリング業務に使用するための端末であり、ブラウザを用いてRAMPのサービスへアクセスする。 | 現行の「データ監視端末」及び「データ表示端末」で実施している業務は、次期では解析端末で実施する。なお、現行の「データ表示端末」は県庁の関係課や市役所などへ配布するデータ閲覧用の端末であり、次期においては、権限管理を施した解析端末へ置き換えることとする。 |

1. ソフトウェアの導入
* 災害対策用端末にRAMP本体側から提供される災害対策ソフトウェアを導入し、各拠点の子局装置や測定器を対象に動作確認をおこなうこと。なお、導入手順と試験項目はRAMP本体側から提供する
* 解析端末にRAMP本体側から提供されるスペクトル解析ソフトウェアを導入し、観測局毎のパラメータ調整等の初期設定を実施したうえで動作確認をおこなうこと。なお、導入手順と試験項目はRAMP本体側から提供する。
1. 監視カメラSaaSの導入
* 各観測局における監視カメラについてはコスト効率や保守性の観点からSaaSを導入すること。また、各観測局へのカメラの設置作業をおこない、動作確認をおこなうこと
* SaaS導入にあたっては、選定するサービスの提供事業者が、情報セキュリティ実施基準である「JIS Q 27001」、「ISO/IEC27001」又は「ISMS」の認証を有していること。
* カメラ映像は１年程度保存され、過去の録画映像が閲覧できるようにすること。
* 監視カメラ本体は、表2-3の仕様と同等程度の機器を選定し、県と協議の上設置機器を決定すること。
* カメラ映像を常時表示するための専用端末及びインターネット環境を構築すること。

表 2-3　監視カメラ本体の主な仕様

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 仕様 |
| 有効画素数 | 約130万画素 |
| レンズ | オートフォーカス機能付光学10～20倍ズームレンズ（デジタルズーム12～16倍） |
| デイナイト機能 | オート／デイモード／ナイトモード |
| ホワイトバランス | 機能を有すること |
| パン角度範囲 | 340°（±170°） |
| チルト角度範囲 | 100°程度（天吊り時：−90°～＋10°）水平方向を0°とする。 |
| 駆動速度 | パン角速度 最大150°／秒チルト角速度 最大150°／秒 |
| フレームレート | 30fps以上 |
| プリセット | 登録数 最大64箇所（＋ホームポジション） |
| プライバシーマスク | 機能を有すること |
| 動作環境 | 温度 PoE入力：−10℃～＋50℃湿度 15％～85％（結露可） |

1. 移行・テスト

RAMP本体調達側の要件定義書「4.14移行に関する事項」に則り、RAMPへの移行に係る作業をおこなうこと。

1. テスト
	* 各種テストの実施においては、事前にテスト項目および手順を作成したうえで実施すること。また、テスト結果を当県へ報告すること。
	* 外部結合テスト、総合テストにおいては、RAMP事業者より示される計画に従い、各拠点からのデータ送信、ログ取得、故障の模擬等をおこなうこと。
	* 不良発生時は速やかに対策を検討し、当県の承認を得たうえで不良個所を修正すること。
	* RAMP事業者および現行運用保守事業者と連携し適切に対応すること。
2. 移行
* 既存測定器において、データ送信先を現行システムからRAMPへ切り替えるための改修および移行作業をおこなうこと。
* RAMP事業者より示される全体の移行計画にしたがい、各拠点における移行作業の洗い出し手順書を作成したうえで、RAMPの移行リハーサル及びシステム切替作業を実施すること。
* 下部サーバの切替においては、切替に伴う業務影響や下部サーバ側の設定変更・接続確認作業が最小限となるよう、集約ルータにおいてNAT設定を切り替えるなどの手法を検討し、当県および現行運用保守事業者と協議のうえ決定すること。
* RAMP事業者および現行運用保守事業者と連携し適切に対応すること。
1. 公開系コンテンツ作成

住民向けに公開するコンテンツの設計開発をおこなうこと。また、表示項目などは原則現行のコンテンツを踏襲することとし、公開コンテンツに係る機能や画面の詳細については、「別紙02現行の機能一覧」、「別紙03現行の画面一覧」、及び「別紙04現行の画面遷移図」に現行の状況を記載しているので参照すること。

住民向けのホームページのコンテンツ作成に係る要件を以下に示す。

* 自治体が現行テレメータシステムを用いておこなっている住民向けの測定データ公開の業務をおこなうためのホームページを構築すること
* ホームページはRAMP本体側から提供されるクラウド環境上に構築すること
* 公開ホームページについては、RAMP本体側から提供されるテンプレートを活用し、効率的に開発をおこなうこと
* 住民向けには、サイトの概要説明等の静的なコンテンツと、最新の測定データを地図や表形式で描画する動的コンテンツの双方を提供すること
* 動的コンテンツについては、自治体の測定データがRAMPに保管されることを受けて、RAMPから提供されるAPIを実行することでデータを受信し、画面に描画すること
1. 運用保守計画の作成

本調達にて整備する機器や公開系コンテンツ等の運用保守は、別途調達する運用保守事業者が実施する。そのため、本調達では、運用保守の計画の策定や手順書の作成を実施すること。運用保守計画は、自治体職員の業務が滞りなく遂行され安定稼動するための運用体制及び運用手順を含め、また、サービス品質の維持向上や運用業務を効率的に実施可能とするための要領を定めること。

計画の作成においては、下図を参考にRAMP側の運用保守事業者とのすみ分けや連携方法を考慮すること。

令和8年度以降の運用保守は別契約を想定しているため、令和8年度受託事業者が作成すべき成果物一覧を作成すること。

なお、関係者間の主要な連絡手段は規制庁が提供するslackを想定している。

図 5‑1 RAMP運用保守体制

# 調達に係る前提事項

## 実施場所

本システムにおけるオンプレミス環境の整備に係る業務の実施場所を下表に示す。

表 3‑1　業務の実施場所

| 区分 | No. | 地点 | 所在地 |
| --- | --- | --- | --- |
| 監視局 | 1 | 環境センター | 佐賀市鍋島町八戸溝 119-1 |
| 観測局 | 1 | 今村 | 佐賀県東松浦郡玄海町大字今村字野田 4209 |
| 2 | 平尾 | 佐賀県東松浦郡玄海町大字平尾 753-1 |
| 3 | 外津浦 | 佐賀県東松浦郡玄海町大字今村字外津 4735-1 |
| 4 | 串 | 唐津市鎮西町大字串 345-3 及び 345-4 |
| 5 | 先部 | 唐津市鎮西町名護屋 4643-1 |
| 6 | 京泊先 | 唐津市肥前町字納所星ノ尾戊＜ぼ＞277 鎮西神社内 |
| 7 | 諸浦 | 佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦字西ノ谷 106-3 |
| 8 | 大良 | 唐津市大良 526 番地 1 大良小中学校敷地内 |
| 9 | 屋形石 | 唐津市尾形石字大立 537-1 上場揚水場ファームボンド敷地内 |
| 10 | 入野 | 唐津市肥前町入野字宮久保丙 565-4 |
| 11 | 寺浦 | 唐津市肥前町寺浦字太田 511-1 |
| 12 | 名護屋 | 唐津市鎮西町名護屋 444 番地 |
| 13 | 石室 | 唐津市鎮西町石室 1310 番地 1 |
| 14 | 加倉 | 唐津市鎮西町加倉  |
| 15 | 呼子 | 唐津市呼子町呼子 3646 番地 6 |
| 16 | 馬渡島 | 唐津市鎮西町馬渡島 1926 番地 50 |
| 17 | 加唐島 | 唐津市鎮西町加唐島黒瀬 25 番地 |
| 18 | 向島 | 唐津市肥前町向島 209-3 |
| 19 | 小川島 | 唐津市呼子町小川島 841 |
| 20 | 二夕子 | 佐賀県唐津市二タ子 3 丁目 1-5 |
| 21 | 山本 | 唐津市山本 788-12 |
| 22 | 波多津 | 伊万里市波多津町筒井 11 番地 |
| 23 | 田野 | 唐津市肥前町田野甲1016付近 |
| 24 | 相知 | 唐津市相知町相知 2530 番地 12 |
| 25 | 松浦 | 伊万里市松浦町提川 200 |
| 26 | 立花 | 伊万里市立花町 1355-3 |
| 表示局 | 1 | 危機管理センター | 佐賀市城内 1-1-59 |
| 2 | 原子力安全対策課 | 佐賀市城内 1-1-59 |
| 3 | オフサイトセンター | 唐津市西浜町 2-5 |
| 4 | 玄海町 | 佐賀県東松浦郡玄海町大字諸岡 348 |
| 5 | 唐津市 | 唐津市西城内 1-1 |
| 6 | 伊万里市 | 伊万里市立花町 1355-1 |

## 実施期間

RAMP本体調達側の要件定義書「別紙03 全体スケジュール」を参照すること。

## 実施責任者及び実施体制

受注者は、実施責任者及び品質管理体制を明示した実施体制表を提出すること。

あらかじめ再委託が決まっている場合は、再委託先の体制及びその発注業務内容を含めて記載すること。ただし、金50万円未満の下請負業務、印刷費、会場借料、翻訳費及びその他これに類するものを除く。

実施責任者は本作業の遂行に当たり十分な実務能力及びマネジメント能力を有し、本作業を統括する立場にある者とすること。

## 提出書類及び納品品目

1. 成果物一覧

受注者が県の確認を受けるため、又は県に報告するために提出する図書、書類とその提出時期は「別紙05 成果物一覧」のとおりとする。提出書類は日本語で作成することとし、完成図書は電子媒体で提出すること。

原則として、成果物は次の場所において引渡しを行うこと。

* 納入場所

佐賀県環境センター環境理学課（県が指定する場所）

なお、成果物一覧のうち特に施工図面（単層結線図、電気系統図等）は将来的な拡張性や移行容易性を見据えて、県が現状の設計を把握可能な成果物とすること。

また、品質計画書には最小限、次の内容を記載すること。

1. 品質管理体制

受注業務に対する品質を確保するための、十分な体制が構築されていること。

* 作業実施部署は品質管理部署と独立していること。
* 実施責任体制が明確となっている（実施責任者と品質管理責任者は兼務しない）こと。
1. 品質管理の具体的な方策

受注業務に対して品質を確保するための、当該業務に対応した具体的な作業に関する方法（チェック時期及びチェック内容）が明確にされていること。

1. 担当者の技術能力

業務に従事する者の技術能力を明確にすること。

1. 物品一覧

受注者が県に納入する物品は「別紙06 物品一覧」のとおりとする。なお、RAMP本体調達の開発スケジュールを踏まえ、子局装置、ネットワーク機器（スイッチ、ファイアウォール等）は９月までに納品すること。

1. その他

　本事業の機器更改により不要となった機器等は、環境センターが指定する場所に搬送すること。

## 検収条件

本仕様書に記載の内容を満足し、「3.4 提出書類及び納品品目」に記載の提出書類が全て提出されていることが確認されたことをもって検収とする。なお、県の検収に合格しなかった場合、受託者は県が指定する日までに成果物の補正を行い、県の再検収を受けること。

## 情報セキュリティ

受注者は、次の点に留意して情報セキュリティを確保するものとする。

1. 受注者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について担当職員に書面で提出すること。
2. 受注者は、担当職員から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性を格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講じること。また、本業務において受託者が作成する情報については、担当職員からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
3. 受注者は、佐賀県行政デジタル推進課が提示する情報化関連規程に準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受注者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて担当職員の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
4. 受注者は、担当職員から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。また、請負業務において受注者が作成した情報についても、担当職員からの指示に応じて適切に廃棄すること。
5. 受注者は、本業務の終了時に、業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。
6. 本業務に従事する全ての者は、所属元の就業規則に秘密保持に関する項目が記載されていること又は雇用者と被雇用者の間で秘密保持に関する契約が締結されていること。

## 資格要件

1. 組織の実績・資格等
2. 応札者は、品質マネジメントシステムに係る以下のいずれかの条件を満たすこと。
* 品質マネジメントシステムの規格である「JIS Q 9001」又は｢ISO9001」（登録活動範囲が情報処理に関するものであること。）の認定を、業務を遂行する組織が有していること。
* 上記と同等の品質管理手順及び体制が明確化された品質マネジメントシステムを有している事業者であること（管理体制、品質マネジメントシステム運営規程、品質管理手順規定等を提示すること。）
1. 応札者は、情報セキュリティに係る以下のいずれかの条件を満たすこと。
* 情報セキュリティ実施基準である「JIS Q 27001」、「ISO/IEC27001」又は「ISMS」の認証を有していること。
* 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク制度の認定を受けているか、又は同等の個人情報保護のマネジメントシステムを確立していること。
* 個人情報を扱うシステムのセキュリティ体制が適切であることを第三者機関に認定された事業者であること。
1. 従事者の実績・資格等
2. 責任者

本業務の責任者は、本業務と同等規模の情報システム構築に係るプロジェクト管理業務に従事した期間が24か月以上ある者を配置すること。

1. 担当者

本業務の担当者のいずれかは、以下を有すること。

1. 本業務と同等規模の情報システム構築に係る設計・構築業務に従事した期間が、24か月以上あること。
2. 情報セキュリティに関する以下の資格のうち１つ以上を有すること。

（責任者が保有している場合は除く）

* 情報セキュリティ・プロフェッショナル認証資格（CISSP）
* 情報処理安全確保支援士（旧：情報セキュリティスペシャリスト）
* 公認情報システム監査人（CISA）
1. 電気・通信工事をおこなう技術者は、建設業法に基づく管理技術者（電気通信工事業）の資格を有すること。

## その他

1. 受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、担当職員と速やかに協議し、その指示に従うこと。
2. 設計・開発時における全体の工程管理はRAMP本体調達側にて実施するため、関係者と密に連携し、進捗共有、納期の厳守、各種調整等、協力して業務を遂行すること。
3. 作業実施者は、担当職員や関連事業者と日本語で円滑なコミュニケーションが可能で、かつ良好な関係が保てること。なお、効率的なコミュニケーションのため、原子力規制庁が別途調達するSlackを利用すること。
4. 業務上不明な事項が生じた場合は、担当職員に確認の上、その指示に従うこと。
5. 常に、担当職員との緊密な連絡・協力関係の保持及び十分な支援を提供すること。
6. 本調達において納品される成果物の著作権は、検収合格が完了した時点で、県に移転する。受注者は、成果物の作成に当たり、第三者の工業所有権又はノウハウを実施・使用するときは、その実施・使用に対する一切の責任を負う。
7. 成果物納入後に受注者の責めによる不備が発見された場合には、受注者は、無償で速やかに必要な措置を講ずること。また引渡し日から令和９年３月31日までを保証期間とし、保証期間内に通常の運用状態で発生した故障、破損、性能低下その他欠陥など良好な稼働状態を保てない場合については、受託者の責任において速やかに無償で必要な措置を講じること。